

~~有 料 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 圍 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

不要な表題を抹消

不要な文字を抹消

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人の場合は
法人の名称及び代表者の氏名を記載
（ふりがな）

②申請・届出者 氏 名

「申請・」を抹消

1、6、8の全文を抹消

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
7. 職業安定法第33条第4項において準用する第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- ~~8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号	許可申請書と併せて提出する場合は空欄	
④氏名又は名称 <small>（ふりがな）</small>	法人の登記簿謄本記載の名称及び住所を記載	
⑤所 在 地 <small>（ふりがな）</small>	〒 □□□ - □□□□	電話 ()
⑥事業所	<small>（ふりがな）</small> 名称	
	<small>（ふりがな）</small> 所在地	ビル名、階数まで記載

⑦変更事項	} 記載しない			
⑧変更前				
⑨変更後				
⑩取扱職種の 範囲等	(取扱職種・取扱地域を限定する場合の例) 職業紹介事業を行う事業所ごとに内容を記載 (書き切れない場合は、別紙に記載して添付すること) (例) 職業 … 事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など 地域 … 国内、大阪府、中部地方など その他 … 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母親、中高年齢者、本校所定の課程を修了した者など			
⑪変更(廃止)年月日	} 記載しない			
⑫職業紹介責任者			氏名	住所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由				
⑭備考	担当者職名、氏名、連絡先を記載			

~~届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~ ← 全文を抹消